

阪南大学後援会学費支弁者死亡時による援助金給付規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 3 年 7 月 6 日

(目的)

- 第 1 条 阪南大学に在学し後援会費を納付した学部学生で、在学中に学費支弁者の死亡により授業料納付が困難となった者の学業継続を可能とするために、援助金を給付する。
- 2 前項の援助金を給付された者を、阪南大学後援会学費支弁者死亡時援助金給付学生(以下「援助金給付生」という。)と称する。

(資金)

- 第 2 条 援助金の資金として、次の各号をもって充てる。
- (1) 後援会の資金
 - (2) その他

(学費支弁者)

- 第 3 条 第 1 条において規定された学費支弁者は、原則として大学に届出を行っている保護者とする。

(援助金)

- 第 4 条 援助金は学費支弁者が死亡した翌期の学費等〔学納金及び諸会費(学生会費、同窓会費、後援会費)〕とし、在学中に 1 回に限り支給する。ただし、大学等における修学支援のための法律に基づく授業料減免対象者については、支援区分に応じて減免された残額分の学費を給付する。

(申請時期)

- 第 5 条 援助金給付を希望する者は、原則として学費支弁者死亡後 1 か月以内に申請しなければならない。ただし、休学中に学費支弁者が死亡した場合は、復学後、速やかに申請しなければならない。

(申請書類)

- 第 6 条 援助金給付を希望する者は、次の各号の書類を後援会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。
- (1) 申請書
 - (2) 学費支弁者の死亡を証明する死亡診断書等の書類
 - (3) その他必要とする書類

(選考及び決定)

- 第 7 条 前条により申請のあった者について事務局において選考し、後援会幹事会(以下「幹事会」という。)及び後援会運営委員会(以下「運営委員会」という。)において承認の上、後援会長が援助金給付生を決定する。

(給付方法)

第8条 前条により決定した「援助金給付生」に対して、申請のあった翌期の学納金等納付期に援助金の給付を行うものとする。ただし、卒業予定期における学納金等納付後の申請については、卒業までの時期に給付を行うものとする。

(返還)

第9条 援助金給付生が次の各号の一に該当する場合は、後援会長は委員会の議を経て、奨学金の給付を原則として打ち切り、その返還を求めることができる。

- (1) 懲戒処分を受けたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) その他援助金給付生として適当でないと認められる事態が生じたとき。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、幹事会、運営委員会の議を経て後援会長が行う。

(事務)

第11条 援助金に関する事務は、事務局において行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月6日)

この規程は、令和3年7月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。